

(平成23年2月2日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

厚生年金関係 6 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和62年1月1日から同年8月1日までの期間及び63年3月1日から平成7年9月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における同期間の標準報酬月額に係る記録を62年1月は14万2,000円に、同年2月及び3月は15万円に、同年4月から同年6月までは16万円に、同年7月は15万円に、63年3月から平成元年12月までは20万円に、2年1月から同年12月までは26万円に、3年1月から同年12月までは24万円に、4年1月は30万円に、同年2月は28万円に、同年3月から6年10月までは30万円に、同年11月から7年8月までは26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和61年12月21日から平成7年9月1日まで
昭和61年12月から平成15年6月までA社で修理工として勤務していたが、給与支払明細書の総支給額及び保険料控除額に比べねんきん定期便に記載された申立期間の標準報酬月額が少ないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間のうち、昭和62年1月1日から同年8月1日までの期間、63年3月1日から平成4年2月1日までの期間、4年3月1日から5年12月1日までの期間及び6年1月1日から7年9月1日までの期間については、

申立人が所持する給与明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額から、4年2月1日から同年3月1日までの期間については、給与明細書に記載されている総支給額に見合う標準報酬月額から、62年1月は14万2,000円に、同年2月及び3月は15万円に、同年4月から同年6月までは16万円に、同年7月は15万円に、63年3月から平成元年12月までは20万円に、2年1月から同年12月までは26万円に、3年1月から同年12月までは24万円に、4年1月は30万円に、同年2月は28万円に、同年3月から5年11月までは30万円に、6年1月から同年10月までは30万円に、同年11月から7年8月までは26万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、申立人が給与明細書を所持していない平成5年12月1日から6年1月1日までの標準報酬月額については、その前後の月に係る給与明細書から推認し、30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、社会保険事務所（当時）に記載されている標準報酬月額が、上記のとおり長期間にわたり給与明細書に記載された厚生年金保険料の控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額と一致していないことから、事業主は給与明細書に記載された厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、これを履行していないと認められる。

- 3 一方、申立期間のうち、昭和62年8月から63年2月までについては、社会保険庁（当時）が記録する標準報酬月額は、申立人が所持する給与明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額を超えていることから、当該記録を訂正する必要は認められない。

また、申立期間のうち、昭和61年12月については、申立人は給与明細書等の資料を所持しておらず、事業主は、「申立期間当時の書類は無く、申立てに係る標準報酬月額等については分からない。」と回答しており、ほかに上記期間の厚生年金保険料の控除額等を推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を昭和41年7月21日に訂正することが必要である。

また、昭和41年7月の標準報酬月額を3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年7月21日から同年8月1日まで

昭和37年3月にA社B営業所に入社後、定年退職するまで同社に継続して勤務していたにもかかわらず、41年7月に同社C支店に転勤した際の厚生年金保険の加入記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社が保管する人事社内歴から、申立人が同社に継続して勤務し（A社B営業所から同社C支店（適用事業所名は同社本社）に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、A社は、申立人に係る同社本社における厚生年金保険被保険者資格の取得日を、本来、昭和41年7月21日として届け出るべきであった旨回答している。

また、申立人に係る申立期間の標準報酬月額については、A社本社における資格取得時の記録（昭和41年8月の標準報酬月額）から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを推認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業

主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを推認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年9月13日から24年4月1日まで
A 渉外労務管理事務所を通じ、米軍関係者の家に使用人として住み込みで勤務していた。当時の給料は渉外労務管理事務所からもらっていたと記憶しており、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

進駐軍労務者に厚生年金保険法が適用され厚生年金保険に加入できることとなったのは、昭和24年4月1日以降であり、申立期間については厚生年金保険被保険者となることができない。

また、A 渉外労務管理事務所は厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い上、同一県内の渉外労務管理事務所は、いずれも昭和24年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。

さらに、申立人は、当時一緒に勤務していた日本人の同僚の氏名を記憶しておらず、申立期間における勤務実態について証言を得ることができない。

加えて、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者となることができない期間であったことから、被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和47年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成11年9月25日から同年10月1日まで
平成7年3月からA社において営業職に就いていた。退職したのは、平成11年9月30日であり、給与明細書においても同月の厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与明細書から、申立人は平成11年9月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

しかしながら、申立てに係る事業所が保管する労働者名簿及び雇用保険の加入記録から、申立人は平成11年9月24日に退職していることが確認できる。

また、当時の同僚からは、申立人が申立期間において勤務していたとの証言は得られなかった。

さらに、申立てに係る事業所の事業主は、労働者名簿及び雇用保険の記録から、申立人について平成11年9月24日に退職したとして社会保険事務所（当時）等に被保険者資格の喪失届を提出したのであり、同月の厚生年金保険料は誤って控除したものである旨回答している。

加えて、申立人の申立期間に係る勤務実態を推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、申立てに係る事業所に使用されていたとは認められないことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 22 日から 37 年 6 月 29 日まで
国民年金制度が始まって間もない頃に、A市B課に臨時職員として勤務し、C業務に従事していた。しかし、社会保険事務所(当時)で調べてもらったところ、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無かった。同課において同じ頃に勤務した同僚には加入記録があるので、年金記録を訂正してほしい。
(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立ての事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記録がある者(複数)の証言から、期間は特定できないものの、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記被保険者のうち一人は、「私は昭和 35 年 4 月から臨時職員として勤務した後、採用試験を受けて正職員になった。36 年以降に採用された臨時職員は、1 年以上継続して勤務することはできなくなり、そのためには、採用試験を受けて正職員になる必要があった。申立人が正職員になったか否かは承知していない。」と証言している上、オンライン記録から、申立てに係る事業所は昭和 36 年 12 月 29 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、その後適用事業所となっていた形跡は見当たらない。

また、申立てに係る事業所は、「当時の資料が保管されておらず、申立人の厚生年金保険の加入状況や保険料控除の状況については、不明である。」と回答している。

さらに、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 12 月 1 日から 10 年 10 月 1 日まで
報酬も厚生年金保険料控除額も下がったことがないと記憶しているにもかかわらず、申立期間の標準報酬月額(26 万円)がその前月の額(36 万円)を下回っているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち、平成 7 年 12 月 1 日から 10 年 10 月 1 日までについて、申立人が居住している市が保管する 9 年度から 11 年度までの申立人に係る給与支払報告書から推認した 1 か月当たりの報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の額を上回っている。

しかしながら、この給与支払報告書に記載されている社会保険料の控除額から推認した標準報酬月額は、社会保険事務所(当時)に記録されている額と一致していることから、上記期間に係る記録を訂正する必要は認められない。

また、申立期間のうち、平成 2 年 12 月 1 日から 7 年 12 月 1 日までについては、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていることを推認できる給与明細書等の関連資料を保有しておらず、オンライン記録における申立人に係る標準報酬月額が遡って訂正されているなどの不自然な点も見当たらない。

さらに、申立てに係る事業所は、「関係書類等が無く、厚生年金保険料控除の状況等が確認できない。」と回答している。

加えて、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 10 月 1 日から 11 年 2 月 24 日まで
ねんきん定期便によると、申立期間の標準報酬月額が 20 万円とされているが、当時の給与は 28 万円くらいであったと記憶しており、それに見合う厚生年金保険料が控除されていたはずなので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の給与が 28 万円くらいであったとしているが、申立てに係る事業所における給与明細書等を所持しておらず、申立期間の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を確認できない。

また、オンライン記録により申立期間において申立てに係る事業所に勤務していたことが確認できる元従業員（複数）のうち、申立人と同じく営業職であったとする二人の標準報酬月額は、申立人に係るオンライン記録の額と同じ 20 万円であり、上記同僚二人は「自分の標準報酬月額の記録に相違は無い。」と回答している。

さらに、申立てに係る事業所の元事業主は、当社は 10 年以上前に倒産しており、当時の資料は処分していて残っていない旨回答している。

加えて、申立人及び申立期間中に申立てに係る事業所における被保険者記録が確認できる元従業員の標準報酬月額の記録が遡って訂正されているなどの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 1238 (事案 417 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 3 月 4 日から 44 年 4 月 11 日まで
② 昭和 44 年 10 月 26 日から 45 年 3 月 11 日まで
③ 昭和 45 年 4 月 15 日から 47 年 12 月 16 日まで

申立期間について、脱退手当金を受給した覚えはないとして、記録の訂正を求めたが認められなかった。

新たな資料や事情は無いが、納得できないので、再度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 厚生年金保険被保険者名簿に脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示がある、ii) 申立期間の脱退手当金については、支給金額の計算など一連の事務処理に不自然さはうかがえない、iii) 申立期間③に係る事業所の回答から申立人の意思に基づいて脱退手当金が請求されたものとするのが自然である、などとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 8 月 6 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料や事情は無いが当委員会の決定に納得できないとして、再度、申立てを行っているが、その申立てのみでは、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、ほかに、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情もないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。